

OKBグループ 求職者等ハラスメント対応指針

2026年10月1日 制定

OKBグループ 求職者等ハラスメント対応指針

OKBグループは2024年12月に公表した「OKBグループ『人権方針』」において、役職員に対して「全役職員の人権を尊重し、全役職員が安全で働きやすい職場を、責任をもって提供することを最優先に考えます」「ハラスメント行為、人権侵害を容認しません」としています。

しかしながら、採用活動やインターンシップ、企業説明会、採用面接、リクルーター活動、OB・OG訪問等において、企業側の優越的な立場を背景とした性的な言動その他の不適切な言動が社会問題となっています。求職者等に対するセクシュアルハラスメントおよびこれに類するハラスメント行為は、求職者等の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して容認できるものではありません。

OKBグループは、求職者等が安心して求職活動に取り組むことができる環境を整備し、人格と尊厳を尊重した採用活動を推進するため、「OKBグループ『求職者等ハラスメント対応指針』」を制定しました。

1. 求職者等ハラスメントの定義

求職活動等において行われる当社役職員による求職者等の意に反する言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいいます。なお、本指針におけるハラスメントには、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他これらに類する人格や尊厳を侵害する言動を含みます。

以下は例示であり、これらに限るものではありません。

- ・性的な冗談、からかい、発言または質問
- ・食事、飲酒、デート等への執拗な誘い、その他採用活動に必要な範囲を超えた私的な連絡や接触
- ・身体への不必要な接触
- ・採用や選考への影響を示唆した不適切な言動
- ・威圧的または高圧的な言動、人格を否定する発言や侮辱的な言動
- ・差別的な言動、プライバシーを侵害する行為
- ・求職活動に関連の無いSNSや電話番号等の連絡先の交換を求める行為

2. 求職者等への対応

OKBグループは、求職者等ハラスメントに関する相談、申告または苦情を受けた場合は、相談者のプライバシーに十分配慮したうえで、迅速かつ適切に事実確認を行います。

また、求職者等ハラスメントの事実が確認された場合は、被害を受けた求職者等への配慮を行うとともに、適切な是正措置を講じます。

なお、相談・申告・苦情の申出や、事実確認への協力等を理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止しています。したがって、相談窓口への相談等が、OKBグループの採用選考または合否結果に影響を及ぼすことは一切ありません。

3. 役職員への対応

OKBグループは、求職者等ハラスメントの防止に向けた体制および役割を整備し、相談窓口を設置するとともに、採用活動に関わる役職員に対して教育および研修を行います。

また、求職者等ハラスメントに該当する行為が認められた場合には、社内規程等に基づき適切に対処します。

さらに、採用担当者、面接官、リクルーター、OB・OG訪問対応者等、採用活動に関わるすべての役職員に対し、本指針の周知徹底を図り、求職者等ハラスメントの未然防止に努めます。

4. プライバシーの保護

OKBグループは、相談者および関係者のプライバシーを保護し、相談内容および調査により知り得た情報を適切に管理します。

また、相談者および事実確認に協力した方に対する報復行為その他不利益な取扱いを禁止します。

5. 求職者等ハラスメント相談窓口

OKBグループ各社は、求職者等ハラスメントに関する相談窓口を設置します。

相談窓口の連絡先および利用方法については、各社が別途定め、採用ホームページ、募集要項その他採用活動に関する案内等において周知します。

また、相談内容は厳重に管理し、その秘密を保持します。相談・申告・苦情の申出や、事実確認への協力等を理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止しています。したがって、相談窓口への相談等が、OKBグループの採用選考または合否結果に影響を及ぼすことは一切ありません。

以 上

【共友リース(株)求職者等ハラスメント相談窓口】

求職活動に際し、当社役職員によるハラスメント行為を受けたり、また、その恐れがある場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

メールアドレス：keiki@kyl.co.jp

※相談内容は秘密として取り扱います。

※相談・申告・苦情の申出や、事実確認への協力等を理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止しています。したがって、相談窓口への相談等が、OKBグループの採用選考または合否結果に影響を及ぼすことは一切ありません。

※ご相談者のプライバシー保護には十分配慮いたします。